



## 令和 5 年度子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)

昨今の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の「ひとり親世帯」を支援するため、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) を支給します。

### ●対象となる方 ※ひとり親世帯以外分の支給を受けている方は対象となりません。

- 1) 公的年金給付等<sup>\*1</sup>を受給していることにより、令和 5 年 3 月分の児童扶養手当の支給を受けていない方<sup>\*2</sup>
  - ※ 1 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
  - ※ 2 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和 5 年 3 月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと想定される方も対象となります。
- 2) 物価高騰の影響を受けて家計が急変しており、直近の収入 (所得) が児童扶養手当の対象となる水準に下がっている方

### ●支給額

対象児童 1 人当たり一律 5 万円

### ●申請方法

申請書類を役場福祉課に持参または郵送でご提出ください (当日消印有効)。  
必要書類はQRコードからダウンロードできます。



### ●申請期限

令和 6 年 2 月 29 日

### 【ひとり親世帯以外分】

令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月までのいずれかの月の分の児童手当または特別児童扶養手当の受給資格または、額改定の認定を受けた方で令和 5 年度の住民税 (市町村民税均等割) が非課税である方へ

※令和 4 年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金 (前回の給付金) の支給対象者であり令和 5 年 5 月 26 日支給を受けている方を除く

申請不要で令和 5 年度子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分) を受取れます。支給対象者となる方へ随時案内をお送りします。

▶高校生 (平成 17 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日生) のみを養育している方で住民税非課税の方および令和 5 年 1 月 1 日以降の家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった方 (家計急変者) については申請が必要です。役場福祉課にご連絡または美波町ホームページをご確認ください。

## 子育て支援情報

施設を開放して育児支援を行っています。月間行事予定は美波町ホームページをご覧ください。

(下の QR コードからもアクセスできます。)



すくすくサポート ももほっぺ



美波町子ども家庭総合支援拠点

0 歳から 18 歳未満のお子様に関すること、そのご家族ご自身のことなどの相談に応じています。必要に応じて適切なサービスや関係機関へつなぐ相談窓口です。



【お問い合わせ】役場福祉課 ☎0884-77-3614

## 児童扶養手当等の各種手当について

児童扶養手当等の各種手当について紹介します。

※支給金額については、役場福祉課までお問い合わせください。

### ●児童扶養手当

- ▶対象者 : 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの児童 (障がい児の場合は 20 歳未満) を監護する母親、もしくは監護しかつ生計を同じくする父親または養育する方 (祖父母等)。※所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。
- ▶支給要件: 「父母が婚姻を解消した児童」、「父親または母親が死亡した児童」、「父親または母親が一定程度の障がいの状態にある児童」、「父親または母親の生死が明らかでない児童」などを監護等していること。

### ●特別児童扶養手当

- ▶支給要件: 20 歳未満で精神または身体に障がいのある児童を、家庭で監護・養育している父母等に支給されます。※所得が一定の額以上であるときは支給されません。

### ●障害児福祉手当

- ▶支給要件: 精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある 20 歳未満の方に支給されます。※所得が一定の額以上であるときは支給されません。

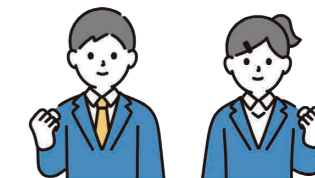
### ●特別障害者手当

- ▶支給要件: 精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある 20 歳以上の方に支給されます。※所得が一定の額以上であるときは支給されません。

【お問い合わせ】役場福祉課 ☎0884-77-3614

## 通学定期購入費・宿舍使用料の助成

高等学校等への通学定期購入費・宿舍使用料の一部を助成します。



### ●対象となる方

美波町に住所があり、高等学校・特別支援学校高等部高等専門学校、専修学校 (高等課程に限る)、テクノスクール等に通学する方の保護者。

### ●助成期間

原則 3 年間

### ●助成金額

- ▶自宅から通学: 発着する最寄りの駅または停留所から学校までの年間通学定期購入費の 1/2 以内
  - ▶宿舍から通学: 徳島県立高等学校総合寄宿舎年間寮費から、入寮費及び食事代を減じた額の 1/2 以内
- ※年度途中から助成対象者となった方は、助成対象となった月から学年末までの月数に応じた額とする  
※他に同様の支援を受けている場合は、上記の額から他制度による受給額を引いた額とする

### ●手続きの流れ

- 1) 申請書に在学証明書 (学生証は不可) を添付して美波町教育委員会へ提出
- 2) 助成決定後、助成金交付決定通知書を申請者へ通知
- 3) 指定の請求書に通学定期の購入・宿舍使用料の納入が確認できる書類を添付し、教育委員会へ提出
- 4) 助成金を指定口座に交付

### 【注意事項】

- ※年度ごとに申請が必要です。
- ※申請書類は、美波町教育委員会、役場総務課、由岐公民館に置いています。また、QR コードからダウンロードできます。
- ※年度をまたいだ期間の定期購入の場合は、日割り計算により算出します。
- ※令和 5 年度分の請求は令和 6 年 3 月 29 日 (金) までとします。



【お問い合わせ】美波町教育委員会 ☎0884-77-3620